

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）  
鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正（審査課）
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施（農政課）
- ◇ 正 誤 平成八年七月十六日付鳥取県告示第五百五号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月二十八日 鳥取県指令受都計三―二第二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字乗越川二〇六〇―一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳三一二

永野 節子

### 鳥取県告示第五百四十一号

次のとおり鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成七年十二月二十六日決定）の一部を改正したので、告示する。

平成八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第七条中「会計課」を「審査課」に改める。

附 則

この改正は、平成八年四月一日から施行する。

### 鳥取県告示第五百四十二号

次のとおり鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領（平成七年十二月二十六日決定）の一部を改正し、平成八年四月一日以降に締結される調達契約について適用することとしたので、告示する。

平成八年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十の1中「(平成七年十二月八日自治省告示第二〇七号)」を「(平成八年一月十九日自治省告示第十五号)」に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成八年八月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表鳥取市立病院の項中「鳥取市的場六一」を「鳥取市的場一丁目一」に改め、同表の鳥取市老人保健施設やすらぎの項中「鳥取市的場一三一一」を「鳥取市的場一丁目一」に改める。

二の表の養護老人ホーム鳥取市なごみ苑の項中「鳥取市的場五〇一一」を「鳥取市的場二丁目一」に改める。

## 公 告

とっとり出合いの森造成工事(2工区)について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年8月2日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

#### 1 工事の概要

(1) 工事名 とっとり出合いの森造成工事(2工区)

(2) 工事場所 鳥取市桂見

(3) 工事内容

ア 本工事は、「とっとり出合いの森」の風の広場アケス道、延長245メートル全幅4メートルの新設道路と湿性植物園0.2ヘクタール及び二十世紀梨の故郷0.3ヘクタールの基盤造成並びに修景施設を一体的に行う工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる市道宮谷布勢線は、近隣集落の主要生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事施工に当たっては、濁水の流出防止には十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。

#### (4) 工事概要

ア 風の広場アケス道工事 延長245m 全幅4m

切土 12,500m<sup>3</sup> 工区外搬出盛土 12,500m<sup>3</sup>

側溝(300型)330m 客土種子吹付(t=3cm)3,000m<sup>2</sup> 練積ブロック1

50m<sup>2</sup>

イ 湿性植物園工事 0.2ha

<p>盛土 4,500㎡ 水路(300～450型) 640m 練石積 200㎡                  練積ブロック120㎡ 修景施設(池・流れ石積) 150t                  汚水管理設(Φ200) 250m 給排水管理設(Φ25～200) 1,100m                  ウ 二十世紀梨の故郷工事 0.3ha                  切土 3,000㎡ 盛土 6,000㎡ 水路(300～500型) 700m                  客土種子吹付(t=3cm) 2,700㎡ 修景施設(池・流れ石積) 250t                  給排水管理設(Φ25～150) 320m                  エ 仮設工事(指定)                  沈砂池(10m×10m×2連) 1ヶ所 仮設排水工(Φ300) 180m</p>	<p>(5) 工 期 平成8年9月から平成9年3月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者                  技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。                  (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。                  (2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。                  (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。                  (4) 平成8年8月2日(金)から同年9月4日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名の停止措置を受けていないこと。                  (5) 平成3年度以降5年間に、道路工事又は造成工事で、切土量10,000立方メートル以上の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。                  (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p>
---	--

<p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級又は二級の土木施工管理技士の資格を有する者                  イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者                  (7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。                  3 技術資料の作成及び提出                  技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p>	<p>(1) 技術資料作成要領の交付                  ア 交付期間                  平成8年8月2日(金)から同月12日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで                  イ 交付場所                  鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係                  (2) 技術資料の提出                  ア 提出期間                  平成8年8月2日(金)から同月12日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで                  イ 提出場所                  鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係                  ウ 提出方法                  技術資料は、持参の上提出しなければならない。                  (3) 技術資料の審査                  提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。                  4 その他                  (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号</p>
---	---

号0857-26-7331) に対して行うこと。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

正 誤

平成八年七月十六日付鳥取県告示第五百五号(開発行為に関する工事の完了について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 一 下 後ろから四 西尾 迢富 西尾 迢富